

協働のためのルールブック（仮称）について

1 背景

市は、社会情勢の変化や市ニーズの変化を反映した市政運営を進めているところですが、超高齢社会を迎え、人口減少・少子高齢化による地域活力の低下や社会保障費の増加など多くの課題に直面しています。

また、市民の価値観も多種多様化しており、複雑化したニーズに対応するための公共サービスを市のみで解決し、提供することは大変難しくなっています。

2 協働の必要性

多様化、高度化していく様々な地域課題を解決するための手段の一つとして、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の特性と市の資源を生かした「協働」があります。

「協働」を進めることで、地域課題の解決だけではなく、新たなニーズの発掘による公共サービスの提供、市民等の特性を生かした利用者本位の公共サービスの提供、雇用の創出や市民自らの活動による「自立型地域社会」の構築など、市そのものの改革を促進することができます。

3 協働の原則

協働を進める上で、協働を求める側と求められる側において、以下の5つの原則を遵守する必要があります。

（1）目的・目標の共有

何のために協働するのか、いつまでにどのような成果をあげるのかを相互に共有する。

（2）相互理解

互いの立場を十分に尊重し、対等な関係で相互に理解し合い、信頼関係を構築する。

（3）透明性の確保

協働事業のプロセス等の情報を明らかにし、双方が社会に対して説明責任を果たす。

（4）役割分担の明確化

対等な関係の中で、互いの役割分担について明確にし、足りない部分などを相互に補完することとします。

（5）自主性・自立性・自己責任

自主的かつ自己責任のもとで事業が行われることを理解し、その主体性を尊重する。

4 協働の形態【参考資料 2】参照

| 項目 | 内容 | 取組事例 |
|-------|--|------------------------------|
| 委託 | 市が担うべき分野を市民等の特性を活用し、より効果的に取り組む形態 | 市民活動センター事業、あま市民活動祭あまのわ運営業務など |
| 補助 | 市民等が主体的に行う事業のうち公益性の高い事業を支援するため、補助金等を交付する形態 | あま市民活動推進事業補助金など |
| 事業協力 | 市民等と市が対等な立場で役割分担等を定め、協定書などを取り交わし、一定期間継続的に事業を協力して取り組む形態 | 災害協定など |
| 実行委員会 | 市民等と市で構成された組織が主催者となり事業を行う形態 | あまつり（あま市まつり実行委員会）など |
| 共催 | 市民等と市が共に主催者となって事業を行う形態 | あま市健康福祉まつりなど |
| 後援 | 市民等が主催する事業に対して、市の目的と合致する場合に市が後援という形で支援する形態 | AMA音楽祭 2019、甚目寺秋まつりなど |

5 協働のためのルールブック（仮称）の位置付け

「まちづくり委員会」は、施策及び必要な事項について、市長に提言することができるため、第1期から第4期では、審議した事項について、市長へ提言し、その提言をうけた事項については、市の施策として反映しております。

第2期では、市民等や市が市民活動や市民協働を理解し、参加へ導くため「市民活動協働ガイドブック」を編さんし、「協働」の活発化に向けて活用され、「協働」への理解や参加も少しずつ進みつつあります。しかし、多様化、高度化していく様々な地域課題を市の資産だけで現在のサービス水準を維持しながら解決することが難しくなってきております。そのため、解決手段の一つである「協働」をより推進する必要があることから、第5期では、「協働のためのルールブック（仮称）」を作成します。

「協働のためのルールブック（仮称）」には、協働による事業がより効果的かつ効率的に進むよう協働事業の進め方について、目的や手続きのあり方など具体的な内容を示し、「協働」を推進する際のルールブックとして活用するものとします。

6 スケジュール（協働のためのルールブック作成に向けて）

別紙のとおり